

令和3年度 新型コロナウイルス感染症(10月~12月分)


## 国 感染拡大防止継続支援補助金

申請  
開始

協会税経部でも相談に応じています ☎052-832-1345まで

## 全ての医療機関が申請できます

2020年4月1日~2021年3月31日を対象期間とする感染拡大防止等支援金(愛知県・無床診100万円など)、2020年12月15日~2021年3月31日を対象期間とする支援補助金(国・無床診25万円など)、4月1日~9月30日を対象期間とする支援補助金(同)を申請した医療機関も対象です。

対象医療機関	無床診療所 (医科・歯科)	病院・有床診療所 (医科・歯科)
補助額 (上限額)	8万円	10万円
補助対象 経費	<p>2021年10月1日~12月31日にかかる新型コロナウイルス感染症に対応した「感染拡大防止対策に要する<u>かかり増し費用</u>」</p> <p><u>院内等での感染拡大を防ぐために必要な経費に対して幅広く対象となります</u> (従前から勤務している者及び通常の医療の提供を行う者に係る人件費を除く)</p> <p>(例) 日常診療に要する材料費(衛生材料、消毒薬など) ※ 直接診療報酬等を請求できるもの以外</p> <p>換気のための軽微な改修(修繕費となるもの)</p> <p>休業補償保険等の保険料 ※ 保険医協会の「休業保障」は対象外</p> <p>清掃の人材派遣料で従前からの契約に係るもの</p> <p>清掃の外部委託費で従前からの契約に係るもの</p> <p>感染拡大防止のための設備購入費、施設・設備に係る保守・メンテナンス料</p> <p>感染拡大防止のため新たに借りた診療スペースに係る家賃 など</p>	
申請期間	2022年1月31日(月)まで	
申請 手続き	<ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>事業に要する費用が確定(物品であれば納品が完了し、費用が確定)してから、インターネットを利用して電子申請します。</u>スマートフォンからでも申請できます。</li> <li>・「電子申請フォーム」からアカウント(メールアドレス)を登録。その後、指示に従って必要事項を入力してください。申請後、登録したアカウントに申請受付メールが届きます。</li> <li>・<u>電子申請が困難な場合は、下記のコールセンターに問い合わせてください。郵送による申請方法の案内があります。今回は、協会から紙の申請書の提供はできません。</u></li> <li>・<u>領収書の提出は省略されていますが、交付決定から5年間の保管が必要です。</u></li> <li>・申請は1回限り。同一の物品等に対して他の補助金と重複して申請できません。</li> </ul>	
電子申請 フォーム	<p>厚生労働省ホームページから「電子申請」をクリック！</p> <p><a href="https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_21485.html">https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_21485.html</a></p> <p>令和3年度 感染拡大防止継続支援補助金 </p> 	
問合せ	<p>厚生労働省 医療提供体制支援補助金コールセンター</p> <p>0120-336-933(平日:9:30~18:00)</p>	